

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する期日を定める規則
新旧対照表

現 行	改 正 案
寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年寒川町条例第9号)附則に規定する規則で定める日は、<u>令和3年9月30日</u>とする。	寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年寒川町条例第9号)附則に規定する規則で定める日は、<u>令和3年12月31日</u>とする。 <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>